

# 令和6年度 信州まつもと空港 『信州まつもと空港貸切バス助成金』の概要

## 信州まつもと空港利用促進協議会

<b>事業内容</b>	信州まつもと空港発着定期便の新規需要を開拓するため、旅行業者等（旅行業法第3条の登録を受けた旅行業者又は道路運送法第4条の許可を受けたバス事業者、以下同じ）が負担する貸切バスによる、利用者の居住地等と空港との間の移動、または空港と県内目的地との間の移動に要する費用の一部を予算の範囲内で助成します。
<b>助成対象</b>	<p>(1) 空港遠隔地からの移動バスの借上げ費用</p> <p>信州まつもと空港から就航先空港へ向かう定期便の利用者が、次の条件により貸切バスを利用して居住地等と空港との間を移動した際の費用の一部で、旅行業者等が負担した場合の当該負担相当額</p> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・信州まつもと空港から概ね30km以上離れた地点との移動であること</li><li>・貸切バス1台に、定期便利用者が10名以上乗車する移動であること</li><li>・募集型企画旅行商品による利用は除く</li></ul> <p>(2) 県内目的地への移動バスの借上げ費用</p> <p>就航先空港から信州まつもと空港へ向かう定期便の利用者が、次の条件により貸切バスを利用して空港と県内目的地との間を移動した際の費用の一部で、旅行業者等が負担した場合の当該負担相当額</p> <p>(条件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・貸切バス1台に、定期便利用者が10名以上乗車する移動であること</li><li>・募集型企画旅行商品による利用は除く</li></ul>
<b>助成金額</b>	バス往復1台につき4万円（片道の場合は2万円）とします。 ただし、対象経費額がこれを下回る場合は、当該経費額を上限とします。
<b>申請・請求方法</b>	<p><b>申請方法</b>（手続きの簡略化のため、押印が不要になりました。）</p> <p>対象となる事業の前月（一月分）分をとりまとめ、翌月の10日までに、当該費用を負担した旅行業者又はバス事業者から、当協議会あて直接申請してください。協議会では、申請書類を審査の上、助成金交付の決定を通知します。</p> <p><b>請求方法</b></p> <p>助成金決定通知到着後、別に定める請求書を当協議会あて提出してください。</p>
<b>問い合わせ先</b>	信州まつもと空港利用促進協議会事務局 （長野県企画振興部交通政策局松本空港課内） 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 TEL：026-235-7019 FAX：026-235-7396 E-mail：airport@pref.nagano.lg.jp